

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 1 月 19 日付け R03-047 50-04695 で審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、2021（令和 3）年 12 月 23 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2021 年 8 月 25 日長崎地裁判決 県嘱託職員セクハラ・パワハラ訴訟

- (1) 提訴棄却を求めた決裁文書及び関係資料
- (2) 提訴棄却から判決を受け入れるようになった決裁文書及び関係資料
- (3) 賠償金支出命令書

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 3 年 8 月 25 日付長崎地裁判決（損害賠償等請求事件）に係る以下の文書（以下「本件文書」という。）を特定し、①個人の氏名、職種、業務内容、所属名、場所、病名等の内容のうち、個人が特定されるおそれがある部分等、②法人その他の団体の名称等及び③争訟に係る事務について、それぞれ条例第 7 条第 1 号、第 3 号ア及び第 6 号イに該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

- (1) 訴状に対する答弁書提出の決裁文書
訴えの変更申立に対する答弁書提出の決裁文書
- (2) 判決後の対応についての知事協議資料
- (3) 賠償金等支出命令書

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、

本件処分を不服として、実施機関に対し令和4年3月16日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「公文書部分開示決定に関する部分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 長崎県知事から本件処分を受けた。
- (2) 長崎県知事は、その理由を条例第7条第6号イ該当のためとしている。
- (3) しかしながら、本件処分は県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するものではない。
- (4) 本件処分により、審査請求人は公的機関が行う行政措置を知る機会を侵害されている。
- (5) 以上の点から、本件処分（のうち部分開示に関する部分）の取り消しを求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張する原処分を妥当とした理由は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書の不開示部分には、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれており、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあること、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあること及び公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもので、契約、交渉又は争訟に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第7条第1号、第3号ア及び第6号イに該当し、部分開示決定とした。

- 2 審査請求人は、「長崎県知事は、本件処分を条例第7条第6号イに該当するとしているが、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するものではない」と主張しているが、条例第7条第6号イに該当のため不開示とした部分には、争訟における県の対応方針等が記載されており、今後同様の訴訟等がなされた場合に、該当部分を公にすることにより、県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある。そのために不開示としたものである。
- 3 審査請求人は、「本件処分により、審査請求人は公的機関が行う行政措置を知る機会を侵害されている」と主張しているが、条例に規定する不開示情報以外は開示しているため、公的機関が行う行政措置を知る機会の侵害はしていないと考えている。
- 4 以上のとおり、本件処分は、条例第7条第1号、第3号及び第6号に該当するものであり、また、審査請求人の主張は当たらないことから、本件処分は妥当であると判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示の理由としている条例第7条各号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

(1) 条例第7条第1号について

本号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定

されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとしてされている。

(2) 条例第7条第3号について

本号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものを不開示とすることを定めている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

(3) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

3 不開示情報の該当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し実施機関に確認したところ、次のように判断した。

(1) 本件文書について

本件文書は、令和3年8月25日付長崎地裁判決（損害賠償等請求事件）に係る前記第2の2の(1)ないし(3)の文書である。そのうち(1)の中に含まれている訴状や答弁書案については、殊に不開示部分が多いことが確認されたところである。実施機関によると、これは、当事者（原告及び被告）が一般事務等の職員の場合と比較して、業務内容等により特定されるおそれが高いことから、条例第7条第1号に基づく不開示部分がとて多くなったということであった。

(2) 条例第7条第1号について

当該判決について、当審査会において調べたところ、市販の判例雑誌（労働判例 No. 1251）に判決文が解説付で掲載されていることが確認された。

条例第7条第1号アに規定する「公にされている情報」とは、条例の解釈及び運用基準によると、「何人でも知り得る状態におかれている情報をいう。当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。」とされている。そうすると、市販の判例雑誌に掲載されている情報については、その限りにおいて公にされている情報として、同号アに該当し、不開示情報には当たらないこととなる。

実施機関は、市販の判例雑誌に当該判決文等の記事が掲載されているとの認識は全く無かったとのことであり、当該記事の存在を認識していれば、開示、不開示の判断は大きく異なったものと思料する。よって、当該記事を前提として改めて精査のうえ開示、不開示の検討を行うべきである。その際には、当該

記事に記載されている情報については開示する、また、伏字となっている情報であっても、ホームページ等で容易に検索できる情報については開示するなど、真に不開示情報に該当するもの以外は開示するよう精査願いたい。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和4年8月8日	・実施機関から諮問書を受理
令和4年9月13日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和4年10月18日	・審査会（審査）
令和4年11月15日	・審査会（審査）
令和4年11月21日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
朝長 真生子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長